

## あなたの暮らしのパートナー ぶぎん税務相談室

## 孫を養子にすると? 第12回



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士 杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部) 大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

職場で相続税のことが話題になったときに、Aさんは 「孫を養子にすると相続税が安くなるぞ。」と言い、Bさんは 「孫の相続税は子供よりも高いよ。」と言っていましたが、どち らが正しいのでしょうか。

まるでナゾナゾのようなお話ですね。 ある意味ではどちらも正解といえます。

相続税は死亡した人の総遺産額から債務・葬式費 用と基礎控除額を差し引いた残額に対して課税され ます。

この基礎控除額は「3.000万円+600万円×法定 相続人の数」により計算した額です。ここでいう法 定相続人とは、民法に定められる相続人(遺産を相 続する権利のある人)のことで、

- ① 配偶者と子
- ② 子がいないときは配偶者と両親
- ③ 両親もいないときは配偶者と兄弟姉妹

## と順位が決まっています。

①の場合に、子とは実子だけでなく養子も含ま れ、民法では養子の数に制限がないので、何人でも 養子にすることができます。しかし、相続税の基礎 控除額を計算する際の法定相続人の数とする養子 は、実子がいる場合は養子1人、実子がいない場合 は養子2人とされ、これを超えた養子の人数は法定 相続人の数に数えないことになっています。した がって、法定相続人でない孫を養子にすれば、基礎 控除額が600万円増加して相続税額が安くなります。

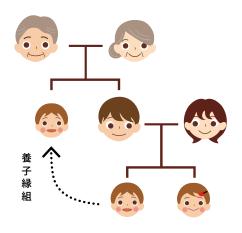
また、相続税法において相続財産とみなされる死 亡保険金と死亡退職金は、「500万円×法定相続人 数」により計算した額まで非課税とされているので、 お孫さんを養子にするとこの非課税の額も増え、相 続税が安くなります。

更には、養子縁組した孫に財産を相続さ せると、世代飛び越しの効果もあります。

このようなことから、「孫を養子にす れば相続税が安くなる。」とAさんが言っ たと思われます。

次にBさんの「高い。」というお話ですが、相続 税法では、相続や遺贈で財産を取得した人が亡く なった人の一親等の血族(実父母、子供)と配偶者 以外の者、例えば兄弟の場合などは、「2割加算」 と言って、算出した税額の2割増しの金額の相続税 を納めることになっています。孫は一親等の親族で はありませんので、先に無くなった子の代襲相続人 として孫が財産を相続した場合以外は、「2割加算」 の対象となります。

お孫さんを養子にすると、相続税の総額は安くな りますが、お孫さん自身が納める相続税額は割高に なります。Bさんはこのことをおっしゃったと思わ れます。



より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各 支店の窓口、またはぶぎん地域経済研究所へお尋ねく ださい。